館山市の後援(共催)の申請に関わる手引き

担当課名:館山市秘書広報課

電 話:0470(22)3122

1 申請が認められる団体は

国又は地方公共団体、公益法人、NPO法人、社会・学校教育団体等です。

2 後援(共催)が認められるのは

その行事が、公益上必要で市施策の推進上有益と認められる場合です。

次に該当する場合は後援(共催)を認めません。

- (1) 営利的団体・宗教的団体・政治的団体
- (2) 公の秩序・風俗をみだすおそれのある場合
- (3) その他市が不適当と認めた場合
- 3 市が後援(共催)できる範囲は
 - (1) 共催は、行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担すること。
 - (2) 後援は、行事の趣旨に賛同し、その開催に名目的に参加すること。 行事中の事故については申請者の責任となります。
- 4 申請の手続きは

申請用紙に必要事項を記入し、添付書類を添えて、行事実施日1ヶ月前までに提出してください。

- ※添付書類
- ①申請団体の概要がわかる規約、会員名簿等
- ②行事の内容を記した計画書、プログラム(案)等
- ③収支予算書(費用徴収有の場合)
- 5 申請・問い合わせ窓口

行事担当課もしくは秘書広報課

- ※行事担当課が不明な場合は秘書広報課へ提出してください。
- ■秘書広報課 秘書係 (1点0470-22-3122 館山市役所本館 2階)